

# 軽井沢町議会災害時行動マニュアル

## (設置目的)

この軽井沢町議会災害時行動マニュアルは、万一の災害発生時において、議会として行政側と綿密に連携を図るとともに相互の情報交換を行い、迅速に住民の救援に努めることの指針として定めるものとする。

## 1. 議員の行動

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を議会危機対策室（以下「対策室」という。）に報告し、連絡体制を確立する。
- (2) 対策室からの指示に基づき、各地域における被災地及び避難場所等での情報収集を行い、対策室へ報告する。
- (3) 各地域における支援活動に協力する。
- (4) 各地域において、被災者に対する相談及び助言等を行う。
- (5) 対策室からの招集に応じて、対策室の業務に従事する。

## 2. 議会事務局の対応

- (1) 事務局長は、町対策本部の業務に従事し、情報の収集に努め、対策室へ情報の提供を行う。
- (2) 事務局職員は、対策室の事務に従事する。

## 3. その他

- (1) 活動時の留意事項

ア 服装：防災服又は防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯電話、携帯ラジオ、筆記用具メモ帳等必要な用具等をできる限り携行する。

また、個人用として、食料、飲料水等を携行する。

イ 緊急措置：災害等による緊急事態に遭遇した時は、人命救助等適切な措置をとる。

### 附 則

このマニュアルは、平成 24 年 2 月 16 日から施行する。(全員協議会決定)

### 経 過

令和 2 年 4 月 10 日 一部改正 (全員協議会決定)